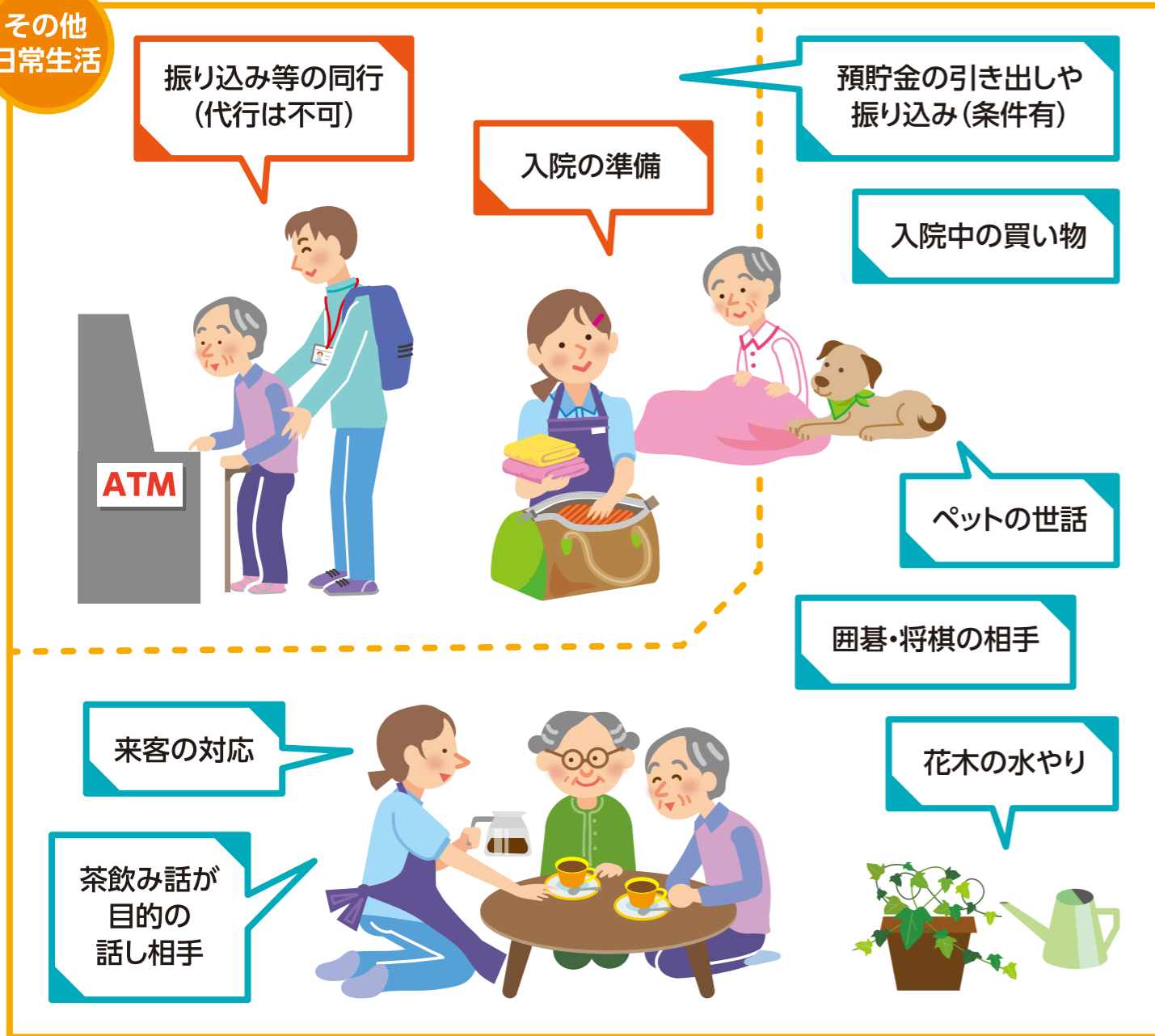


# サービスの種別

総合事業における訪問型サービス

私費訪問サービス

その他  
日常生活



★「総合事業における訪問型サービス」はあくまで本人が行うことが困難なことを支援するサービスであり、本人の日常活動に必要な範囲に対して利用可能です。

★サービス内容はケアプランに位置付けられたものに限ります。

★家族が同居している場合は原則利用できません。

★「私費訪問サービス」についても  
担当の地域包括支援センターにご相談ください。



総合事業における訪問型サービスと私費訪問サービスは、組み合わせて利用することもできます。

訪問型サービス



私費訪問サービス



組み合わせて利用する際は以下の事がが必要です。

- 1 各サービスが明確に区別されている。
- 2 各サービスの内容の違いについて事業所から説明を受けている。
- 3 訪問型サービスの料金とは別に、私費訪問サービスの料金が設定されて請求されている。

ケアマネジャーと相談した上でケアプランに記載することが望ましいです。